

宗教法人が取得した土地・建物が、専ら宗教本来の用に供されている境内地・境内建物（宗教法人法第3条）に該当するため、登録免許税非課税の取扱いを受けようとする場合、「境内地・境内建物証明願」に次の書類を添付して申請してください。

1 境内地の場合

- ①証明を必要とする理由書
（※駐車場を取得する場合、現状で不足している理由、来客数、駐車台数その他駐車場が必要な理由について具体的に記載すること）
- ②権利関係を証する書類（寄附証書、売買契約書等）の写し
- ③登記事項証明書（原本）
- ④農地の場合は農地転用許可書等の写し。開発行為が必要な場合はその許可書等の写し
- ⑤責任役員会議事録（取得理由、用途等の分かるもの）の写し
- ⑥公告を要するものであれば、公告文の写し及び公告証明書。また、掲示による公告の場合は、掲示状況を撮影した写真
- ⑦法人規則で定めた手続（包括団体の承認等）を行ったことを証する書類の写し
- ⑧物件の図面（位置図、公図（地図））
- ⑨写真（現況を明らかにするよう撮影し、図面上に写真番号と撮影方向を明示）

2 境内建物の場合

- ①証明を必要とする理由書
- ②権利関係を証する書類（寄附証書、売買契約書等。新築の場合は確認済証〔建築確認済証〕及び工事請負契約書）の写し
- ③登記事項証明書（原本。新築の場合は表示登記を行っているもの。）
- ④責任役員会議事録（取得理由、用途等の分かるもの）の写し
- ⑤公告を要するものであれば、公告文の写し及び公告証明書。また、掲示による公告の場合は、掲示状況を撮影した写真
- ⑥法人規則で定めた手続（包括団体の承認等）を行ったことを証する書類の写し
- ⑦物件の図面（位置図、建物配置図、間取り図）
- ⑧写真（外観と内部（主な部分）を撮影し、図面上に写真番号と撮影方向を明示）

- (注) 1 「証明願」は2部（1部は申請者に交付）、添付書類は1部提出すること。
2 証明願提出時に、手数料として、収納窓口で750円を納付すること。
3 郵送を希望する場合は、110円切手を貼付した返信用封筒を添付すること。
4 書類の写しには、次のような原本証明をすること。

例) この謄本は、〇〇〇の原本と相違ないことを証明します。
令和 年 月 日
宗教法人「 」 代表役員 ㊟

- 5 県外法人・文部科学省所轄法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - ①宗教法人登記簿謄本
 - ②宗教法人規則（所轄庁の原本証明のあるもの）
 - ③印鑑証明書（法務局に届出の宗教法人代表役員のもの）
 - ④責任役員就任受諾書（添付の責任役員会議事録に署名のある責任役員に係る現に有効なもの）の写し
- 6 登記済み（登録免許税納付済み）の場合は、証明を行いません。
- 7 受任した行政書士が行政書士名で手続を行う場合は、委任状を添付すること。
- 8 審査の過程で追加書類の提出を求める場合がありますが、ご了承ください。